

ナイトサービスが終了しました

2007年4月、さわやか愛知の仲間達の賛同と協力のもと、ナイトサービスはスタートしました。「緊急ナイトサービス」は、さわやか愛知が設立当初から掲げていた理念「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるふれあい社会づくり」のためには、欠かせない事業でした。高齢者だけでなく、障害のある方、子育ての悩みがある方、その他困難を抱えるすべての家庭への在宅サービスでした。夜中の緊急出動も数多くありましたが、出動しないまでも、すぐに駆け付けられるようにと会員宅の下見を徹底したり、緊急出動持出しセットを用意したり、携わったスタッフの「お泊り」活動を維持するための様々な努力も多大なものがありました。時には理事長もお泊りメンバーと話すために、夜の事務所にお顔を見せてくれたりしました。病気の時、身体が弱っている時、けがをした時など、いろいろな理由で、一人ではできない、手助けがほしいという方の夜に、さわやか愛知が安心をお届けしてきました。

さわやか愛知の活動を紹介します際、「**24時間365日**の見守りをしています」というキーワードを口にするときの誇らしい気持は、今も強く胸に残っています。

この重要で困難な活動を、14年間に亘り、守り支えてくれたすべての会員の皆さん、とりわけ最後までお泊りメンバーとしてがんばってくれた**池田美代子さん、岡田久男さん、近藤幸夫さん、櫻木俊一さん、佐古合子さん**には、深い尊敬と感謝を捧げます。

これからも、さわやか愛知の皆さんが、「**24時間365日**」、地域で支え合い、健やかな安心した生活を共に創り出せるように祈ります。



お疲れさまでした

編集後記

「with コロナ」と言うご時世になってしまいました。振り返ってみれば、コロナウイルスの最初の報道は、2019年12月31日13時41分でした。件のクルーズ船の記事は、1月21日でした。そして、現在は毎日「本日の感染者数」が、全国規模で発表される日々です。IT企業の在宅勤務の報道がされた1月26日を皮切りに、「働き方改革」の推進議論をも巻き込んだ時流に、さわやか愛知も在宅ワークからフレックス制へと、移行を図っています。喧しい年明けになりましたが、必要なことには注視しながらもブレないように、でも明るく生きていきましょう！

♪「明日は、どっちだ～」

ふれあいニュース

2020冬号

こんにちは。副理事長の丸山冬芽です。

皆さんは、＜地域包括ケアシステム＞を説明して！と言われたら、どう答えますか？

さわやか愛知設立当時の地域支援事業＜元「たすけあいの会」2020年名称変更＞は、保険給付とは別の事業です。設立当時は介護保険はなく「有償ボランティア」で「たすけあいの会」を地域活動で行っていました。「無償じゃないボランティアはボランティアではないだろう！」と批判の声もあったとのことと先輩方から伝え聞いています。

しかしながら30年の時を経て、世の中の「有償ボランティア」に対する考え方が変わってきたように思います。

「介護予防・日常生活支援総合事業・包括的支援事業・任意事業」の実施主体は市町村です。総合事業をより広く地域に根差した運営にするためには＜地域包括ケアシステム＞の考え方が必要です。ただ、制度化された介護・福祉サービスだけでなく、自助・互助・共助・公助を地域市民が積極的に意識することにより、＜地域包括ケアシステム＞は机上の空論ではなく血の通った地域づくりにつながります。

さわやか愛知は今何ができるか。目まぐるしく変わる社会の価値観の中でも、変わらない揺るぎない想いを忘れず未来を見つめたいと思います。

＜地域包括ケアシステム＞とは、地域住民が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、マンパワーや社会資源を活用し包括的・継続的に支援すること。

大府市の第6次総合計画の指針

～いつまでも 住み続けたい サスティナブル 健康都市おおぶ～



SDGs
に注目！

さわやか愛知の皆さんは、意識せずとも＜地域包括ケアシステム＞を担う一人になっているのですね。今後もさわやか愛知の活動にご理解ご協力をお願いいたします。

*ショートムービー「地域包括ケアシステム」～ある探偵社の調査報告～が愛知県のホームページにあります。ぜひご覧ください。事務所でも見ることが可能です。養成教育部にお声かけください。

ふれあい切符の話

第11回

NPO法人の利益に言及する前に、NPOとは何か、を再度共有しておきたいと思います。

NPOとは、非営利組織(Non-Profit Organization)の略です。

企業のように営利目的で活動しない、社会貢献を目的とした組織という意味です。

そして、**非営利(Nonprofit)**とは、利潤を分配しないということです。

活動の結果として利潤が発生したら、組織本来のミッション(慈善的目的)のために

再投資すればよい、と定義されています。(1990年JHCNP)

前回の問いの答はこれでした。

